

さいたま市次世代型太陽電池の実証事業 事業者公募要領

1. 趣旨

本市では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者・行政の連携・協力により、各部門からの温室効果ガス排出量を 2050 年度までに実質ゼロを目指している。国では、2030 年度までに 46%、更に高みを目指す 50%削減を示しており、本市も令和 6 年 3 月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を改定し、2030 年度までに 51%削減を目指している。

一方で、本市の現状は平成 25（2013）年度比で令和 4（2022）年度の実績が 21.7%に留まることから、現状の施策だけでは目標達成に向けたハードルは高く、次世代型太陽電池の早期の社会実装の実現が必要である。

本実証事業は、本市が所有する公共施設にペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池を設置し、効果検証を行うことで、今後の実装期を見据えた公共施設での次世代型太陽電池導入を検討するとともに、市民・事業者への「見える化」を図り、新技術を広く周知することで、企業の技術開発及び社会実装を後押しすることを目的に実施する。

本要領は、本市が次世代型太陽電池の実証事業を共同で実施する事業者を公募及び選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 実証事業の概要

（1）実証事業名称

さいたま市次世代型太陽電池の実証事業

（2）実証事業期間

契約締結日から原則令和 9 年 3 月 26 日までとする。

ただし、市と「9 評価基準及び審査方法」により企画提案書が採択され、本実証事業を実施することが決定した事業者（以下、「実証事業実施事業者」という。）間で締結する協定等において、期間を別途定める場合はその限りではない。

（3）協定等の締結

実証事業実施事業者は、提案内容について協議の上、協定等を締結する。

3. 実証事業実施事業者の役割

（1）本市が「さいたま市次世代型太陽電池等の導入推進支援業務」により選定した事業者（以下、「支援事業者」という。）と連携をし、実証事業を実施することとする。

（2）各種法令に遵守するとともに、届出等の手続きを要する場合においては必要な手続きを行う。特に、環境省の補助事業である「ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業」（以下、「国補助金」という。）の活用ができる場合に

については、活用するものとする。

- (3) 設備の設置、維持管理を行う。
- (4) 実証事業期間内に設備の撤去、原状復帰を行う。ただし、市と実証事業実施事業者間で締結する協定等において、設備の取り扱いについて別途定める場合についてはその限りではない。
- (5) 実証事業の結果報告を行う。

4. スケジュール

	事項	期日等
1	公募開始	8月26日（火）
2	事業者公募要領等の交付	8月26日（火）～9月17日（水） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
3	質問の受付	8月26日（火）～9月5日（金） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
4	質問に対する回答	9月9日（火）（予定）
5	企画提案書の受付	8月26日（火）～9月17日（水） 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
6	審査・選定	9月下旬
7	審査結果通知	9月下旬
8	協定等の締結・実証事業の開始	12月中旬（予定）

5. 参加資格

提案できるものは、次の要件を全て満たす法人又は特定共同企業体とする。なお、特定共同企業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすこと。

- (1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 公募開始の日から実証事業実施事業者として選定されるまでの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 共同事業体の構成員は、単独での応募又は他の共同事業体の構成員として、重複して応募していないこと。

6. 質問の受付及び回答

事業者公募要領等について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。なお、電話・来所等口頭による質問は受け付けない。

(1) 質問の受付

ア 提出書類

別紙「質問書」(様式1)

イ 提出期限

「4 スケジュール」のとおり

ウ 提出先

「12 問い合わせ先・提出先」のとおり

エ 提出方法

電子メールで提出し、必ず受理確認の電話をすること。

(2) 質問に対する回答

9月9日(火)を目途に、本市ホームページに質問者を非公表として掲載する。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

「8 企画提案書の内容」のとおり

(2) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

ア 参加表明兼誓約書(様式2)

イ 企画提案書(様式3)

ウ 企画提案書 別紙(任意提出)

別紙を添付する場合は、任意様式でかつ日本工業規格 A 列 3 番で片面 1 枚以内とすること。

エ 会社概要

名称、代表者名、設立年月日、経歴、資本金、従業員、本店支店の所在地、業務内容等の記載がある任意様式(上の項目があれば会社パンフレット等による提出可。)

オ 実証事業に係る費用

任意様式でかつ実証事業に係る費用の内訳が示された見積書

(3) 提出部数

アとオは1部、イ～エは10部(正本1部、副本9部(複写可))かつ電子データ(CD-R等による納品)による提出。

(4) 提出期間

8月26日(火)～9月17日(水)までの期間(持参の場合、さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く）のうち、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（必着）

（5）提出方法及び提出先

「12 問合せ先・提出先」に記載の提出先まで持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）により提出すること。

8. 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙「評価基準」を参考に、次に掲げる項目を記載した内容とすること。

- （1）実証事業概要
- （2）設備の設置場所
- （3）設備の仕様
- （4）設備の設置方法
- （5）実証事業において期待される効果
- （6）実施体制
- （7）実証事業スケジュール
- （8）実証事業に係る費用

9. 評価基準及び審査方法

（1）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（2）審査方法

さいたま市次世代型太陽電池の実証事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書について別紙「評価基準」に基づいて審査を行う。

選定基準を上回った提案から、さいたま市の予算の範囲内で実証事業実施事業者を選定する。なお、企画提案書の内容を補完する必要がある場合には、ヒアリングを実施する。

（3）審査結果

審査結果は、9月下旬を目途に提案者全員に対し、参加表明兼誓約書（様式2）に記載された連絡先へ郵送する。

10. 無効となる企画提案書

次の企画提案書は無効とする。

- ・「5 参加資格」に記載する要件を満たさなくなったとき
- ・企画提案書に虚偽の記載をしたとき
- ・審査の公平性を害する行為を行ったとき

- ・「別紙 評価基準」に示す各評価項目・評価基準の提案が記載されていないとき
- ・実証事業に係る費用の記載がない場合。

11. その他の留意事項

- ・本公募に参加する費用は、すべて事業者の負担とする。
- ・書類提出後の提案等の修正又は変更は認めない。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出された書類は、情報公開請求により公開することがある。
- ・参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式は任意)を提出すること。
- ・実証事業に係る費用については、原則実証事業終了後に支援事業者を通じて支払う。
ただし、国補助金を活用する場合はその限りではない。

12. 問い合わせ先・提出先

(1) 所在地

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

(2) 担当部署

さいたま市 環境局 環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課（本庁舎7階）

(3) 連絡先

電話番号 048-829-1324

FAX番号 048-829-1991

電子メール zerocarbon-suishinsenryaku@city.saitama.lg.jp

担当者 林、古里、新井、渡辺

別紙 評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
設備の仕様	ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池を活用した提案であるか。	25
設備の設置方法	設置場所周辺への配慮（騒音・振動・盗難・その他安全対策）がされているか。	25
事業の独自性	市民・事業者への周知に繋がるような提案であるか。	20
実施体制	設備の設置、維持管理等が行える体制であるか。	15
事業スケジュール	令和7年度中に実証事業を開始できるスケジュールであるか。 また、実証事業期間内に設備を撤去できるスケジュールであるか。	15
計		100